

星槎道都大学 学則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的 お よ び 使 命

（目的および使命）

第 1 条 本学は建学の精神と教育の理念に基づき、広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。

（自己点検・評価）

第 2 条 本学はその教育研究の向上を図り、前条の目的および使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2. 前項の点検および評価に関する事項は別に定める。

第 2 節 組 織

（学部、学科および収容定員、教育研究上の目的）

第 3 条 本学に次の学部を置く。

社会福祉学部

美術学部

経営学部

2. 前項の学部置く学科および収容定員は次のとおりとする。

社会福祉学部	社会福祉学科	入学定員	60人	収容定員	240人
美術学部	デザイン学科	入学定員	40人	収容定員	160人
	建築学科	入学定員	40人	収容定員	160人
経営学部	経営学科	入学定員	120人	収容定員	480人

3. 学部、学科の教育研究上の目的については別表4のとおりとする。

（通信教育課程）

第 3 条の2 本学に前条の経営学部経営学科に関わる通信教育課程を置く。

2. 前項の通信教育課程に関し必要な事項は、別に通信教育課程規程の定めるところによる。

（附属図書館）

第 4 条 本学に附属図書情報館を置く。図書情報館の運営については別に定める。

（附属機関）

第 5 条 本学に次の附属機関を置く。附属機関の運営については別に定める。

（1）地域連携推進センター

（2）教職センター

第 3 節 教 職 員 組 織

(教職員)

第 6 条 本学に学長、学部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教又は助手、事務局長、事務職員等の教職員を置く。また、必要に応じて副学長、客員教授等を置くことができる。

第 4 節 教 授 会

(教授会)

第 7 条 本学に全学教授会および学部教授会を置く。

2. 前項の教授会の組織、審議事項および議事に関しては、別に教授会規程の定めるところによる。

第 5 節 学 年 、 学 期 お よ び 休 業 日

(学年)

第 8 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、後期入学の場合は9月21日に始まり翌年9月20日に終わる。

(学期)

第 9 条 1年間の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月20日まで

後 期 9月21日から翌年3月31日まで

2. 必要がある場合学長は、前項の各学期の期日を臨時に変更することができる。

3. 必要がある場合学長は、前々項の各学期を分割して四学期制に変更することができる。

(休業)

第10条 休業日を次のとおり定める。

(1) 国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日

(2) 本学の創立記念日 12月15日

(3) 春季休業 3月15日より3月31日まで

(4) 夏季休業 8月10日より9月20日まで

(5) 冬季休業 12月20日より翌年1月10日まで

2. 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 学 部 通 則

第 1 節 修 業 年 限 お よ び 在 学 年 限

(修業年限および在学年限)

第11条 本学の修業年限を4年とする。

2. 在学期間は8年を越えることができない。更に、第18条第1項の規定により入学した学生は、同第18条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えて在学す

ることができない。

第 2 節 入 学

(入学時期)

第12条 入学時期は毎学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当し、別に定める入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校卒業者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の該当課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文科省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) その他、本学において個別の入学資格審査により、第1号および第2号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願者の提出書類)

第14条 入学志願者は第44条に定める入学検定料を添えて本学所定の次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長記載の調査書
- (3) 卒業または卒業見込に関する当該学校長の証明書
- (4) その他本学が指定する書類

(入学試験)

第15条 入学志願者については別に定めるところにより選考を行なう。

(入学手続)

第16条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書および住民票その他別に定める必要な書類を提出するとともに、第44条に定める入学金を納付しなければならない。

2. 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第17条 保証人は独立の生計を営み確実に保証の責を履行できる成年者でなければならない。

2. 保証人が死亡し、または前項の資格を失ったときは、遅滞なく、新たに保証人をたて誓約書を提出しなければならない。

(編入学、転入学および再入学)

第18条 本学への編入学、転入学および再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に編入学、転入学および再入学を許可することがある。編入学、転入学および再入学の取扱いについては別に定める。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第 3 節 教 育 課 程 お よ び 履 修 方 法 等

(授業科目)

第19条 授業科目を分けて、共通教育科目および専門科目とする。

(教育課程)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分けこれを各学期に配当して編成するものとする。

(授業科目および単位数)

第21条 授業科目および単位数、必修選択の区別は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3. 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4. 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位数の計算基準)

第22条 授業科目の単位計算基準については、大学設置基準によって次のとおり定める。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作、卒業設計の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与する。

(授業期間)

第23条 一年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

(試験)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(試験の成績)

第25条 授業科目の試験の成績は、S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）およびF（不可）の5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合および外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第28条 授業科目の履修方法については、別表1－2の定めるところによる。

2. 教育職員免許状を取得しようとする者は、前項に定めるものの他、教育職員免許法および同施行規則に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3. 前項により取得しうる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(免許状の種類)
社会福祉学部	社会福祉学科	中学校教諭一種免許状 社会 高等学校教諭一種免許状 地理歴史 高等学校教諭一種免許状 公民 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)

美術学部	デザイン学科	中学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	工芸
経営学部	建築学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	経営学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	商業
		高等学校教諭一種免許状	保健体育

4. 本学社会福祉学部社会福祉学科において社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める授業科目を修得しなければならない。その他履修方法等については別に定める。
5. 本学社会福祉学部社会福祉学科において精神保健福祉士の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法施行規則に定める授業科目を修得しなければならない。その他履修方法等については別に定める。
6. 本学社会福祉学部社会福祉学科において保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則に定める授業科目および単位数を修得しなければならない。その他履修方法等については別に定める。
7. 教育上有益と認めるときは、学生に他学部・他学科の授業科目を履修させることができる。その他履修方法等については別に定める。
8. 本学経営学部経営学科においてスポーツ・保健に関する企画運営力を持った人材を養成するため、スポーツマネジメントコースを置く。スポーツマネジメントコースは、別表1の(5)に定める専門科目の基礎科目のうち、「スポーツマネジメント論」、「スポーツ経営管理論」、「スポーツ社会学」、「スポーツ文化論」、「スポーツビジネス論」の5科目を必修科目として修得しなければならない。

(履修届)

第29条 学生は、その年次に定められた授業科目中の必修科目とともに履修しようとする授業科目を選択し、所定の期日までに履修届を学部長に提出しなければならない。

第4節 休学・復学・転学・留学・退学・除籍

(休学)

- 第30条 病気その他のやむを得ない理由で三ヶ月以上就学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。
2. 前項の休学期間は在学期間に算入しない。
 3. 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の理由のある場合はさらに1年を越えない範囲内の休学期間の延長を認めることができる。
 4. 休学期間は、引き続いて2年を越える事ができないものとし、通算して4年を越えないものとする。

(復学)

第31条 休学期間中に休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第32条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2. 前項の許可を得て留学をした期間は、第11条に定める在学期間に含めることができる。

3. 第26条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一つに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第11条第2項に規定する在学年限を越えた者

(2) 死亡または長期行方不明の者

(3) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められた者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 第30条第4項に定める休学期間を越えて、なお就学できない者

第 5 節 卒 業 お よ び 学 士 号

(卒業)

第36条 本学に、第11条に定めた期間在学し、所定の卒業要件を満たした者は学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第37条 前条の定めるところにより卒業を認定した者に、学長は、学士の学位を授与する。学位に関する規程は、別にこれを定める。

第 6 節 賞 罰

(表彰)

第38条 学業成績が優秀、又は品行方正で他の模範となる学生に対しては学長がこれを表彰することがある。

(処分)

第39条 本学の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2. 懲戒は退学・停学・訓告とする。

3. 退学は次の各号の一つに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当理由がなくて出席常でない者

(4) 本大学の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者

(賠償の責任)

第40条 本学備え付けの標本、機械、器具等を故意に破損した学生には、それ相当の賠償をさせ、事情によって処罰することがある。

第 7 節 科目等履修生、委託生、研究生、外国人留学生および長期履修学生

(科目等履修生、委託生、研究生、特別科目等履修生および長期履修学生)

第41条 本学に科目等履修生および公共団体その他の機関からの委託生として設置科目の履修の願出があった場合、また、研究生として本学教員の指導を受け特定事項について研究したいとの願出があった場合には、学長がこれを許可することができる。

2. 科目等履修生、委託生および研究生の検定料、入学金および科目等履修料等は、別表2のとおりとする。

3. 他の大学又は短期大学（外国の大学等を含む。）の学生で、大学間等の協定に基づき、特別科目等履修生として本学の授業科目を履修し、その単位を修得しよう并希望する者があるときは、学長がこれを許可することができる。

4. 特別科目等履修生に係る授業料等については、本学と協定大学等との協議により定める。

5. 本学が行う入学試験に合格した者で、職業を有している等の事情により、修業年限および在学年数を超える一定期間で計画的に本学の教育課程の履修を希望する者があるときは、本学の教育活動に支障がない場合に限り、審査の上、学長が長期履修学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目および日本事情に関する科目を置くことができる。

(科目等履修生、委託生、研究生、特別科目等履修生、外国人留学生および長期履修学生の取扱)

第43条 科目等履修生、委託生、研究生、特別科目等履修生、外国人留学生および長期履修学生に関する規則は別に定める。

第 8 節 入学検定料、入学金および授業料

(入学検定料、入学金および授業料)

第44条 入学検定料、入学金、授業料は別表3のとおりとする。但し、物価の変動その他情勢の変化により変更することがある。

(授業料の納期)

第45条 在学中の授業料の納期は次のとおりとする。

前 期 4月1日

後 期 9月1日

但し、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2. 正当な理由により、前項の納期までに授業料の納入ができない者は所定の願出により延納を許可することがある。

(中途復学、入学の授業料)

第46条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した学期から当該学期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(中途卒業の授業料)

第47条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料を納付するものとする。

(退学、除籍および停学の授業料の取扱い)

第48条 前期又は後期中途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。但し、第35条第4号の規定により除籍された者の授業料の未納分は徴収しない。

2. 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の授業料の取扱い)

第49条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在学しなかった学期の授業料を免除する。但し、別表3に定める休学在籍料を徴収する。

(納入金の不還付)

第50条 納入した入学検定料、入学金、授業料及び休学在籍料は還付しない。

第 9 節 公 開 講 座

(公開講座)

第51条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 10 節 履 修 証 明 制 度

(履修証明プログラム)

第52条 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2. 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

3. 履修証明プログラム履修生の検定料等納付金は、別に定める。

第 11 節 通 信 教 育

(通信教育)

第53条 本学、学生等の新たな教育機会の提供、現に社会福祉関係の職務に従事している者の再教育を行うため、通信教育等を開設することができる。

2. 通信教育等に関し必要な事項は、別に定める。

3. 通信教育等履修生の検定料等納付金は、別に定める。

第 12 節 留 学 生 別 科

(留学生別科)

第54条 本学に留学生別科を置く。

2. 留学生別科に日本語専攻を置き、定員を30名とする。

3. 留学生別科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 本学則は昭和53年4月1日から実施する。

2. この学則の改訂は昭和54年4月1日より施行する。
3. この学則の改訂は昭和56年4月1日より施行する。
4. この学則の改訂は昭和57年4月1日より施行する。
5. この学則の改訂は昭和58年4月1日より施行する。
6. この学則の改訂は昭和59年4月1日より施行する。
7. この学則の改訂は昭和60年4月1日より施行する。
8. この学則の改訂は昭和61年4月1日より施行する。
9. この学則の改訂は昭和62年4月1日より施行する。
10. この学則の改訂は昭和63年4月1日より施行する。
11. この学則の改訂は平成元年4月1日より施行する。但し、第38条に定める入学金については、平成2年度新入学生から適用し、施設費については平成元年度新入学生から適用する。尚、昭和61年度以前に入学した学生に係る授業料、実習および文献費については、従前の規定どおりとし、維持費、大学諸費については従前の規定に定めた金額にそれぞれ100分の3を加算した金額とする。
12. この学則の改訂は平成2年4月1日より施行する。
13. この学則の改訂は平成3年4月1日より施行する。但し、第27条に定める教育職員免許状の高等学校教諭一種免許状地理歴史、同公民に係る事項については、平成2年度入学生から適用とし、第43条に定める入学検定料、授業料その他学費については、平成3年度入学生から適用とし、既在学生については従前の規定による。
14. この学則の改訂は平成4年4月1日より施行する。但し、第36条に定める学位授与に関する規定は平成4年3月1日より施行することとし、第27条第6項に定める保母の資格取得に必要な専門科目並びに第43条に定める入学検定料、入学時納入金、授業料その他学費については、平成4年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとするが、第43条に係るその他学費のうち、維持費、大学諸費については、従前の額の103分の3を減じた額とする。
15. この学則の改訂は平成5年4月1日より施行する。但し、第43条に定める入学検定料、授業料、その他学費については、平成6年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
16. この学則の改訂は平成7年4月1日より施行する。但し、第43条に定める入学時納入金、授業料、その他学費については、平成7年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
17. この学則の改訂は平成8年4月1日より施行する。但し、第15条に定める入学手続、第43条に定める入学金、授業料、その他学費並びに第49条に定める納入金の不還付については平成8年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
18. この学則の改訂は平成9年4月1日より施行する。但し、第29条および第48条に定める休学中の学生の授業料、その他学費の取扱いについては平成9年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
19. この学則の改訂は平成10年4月1日より施行する。但し、第43条に定める但し書きおよび入学検定料、入学金、授業料、その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
20. この学則の改訂は平成11年4月1日より施行する。但し、第43条に定める入学検定料、入学金、授業料、その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。
21. この学則の改訂は平成12年4月1日より施行する。但し、第21条別表1に定める授業料

目については、平成12年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。又、第44条に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。

22. この学則の改訂は平成13年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める経営学部経営学科の収容定員は平成13年度150人、平成14年度300人、平成15年度450人、美術学部デザイン学科の収容定員は、平成13年度260人、平成14年度320人、平成15年度380人、美術学部建築学科の収容定員は平成13年度240人、平成14年度280人、平成15年度320人とする。又、別表1に定める授業科目については、平成13年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。別表3に定める社会福祉学部並びに美術学部の入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。
23. この学則の改訂は平成14年4月1日より施行する。但し、別表1に定める社会福祉学部の授業科目については、平成14年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。又、別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成10年度入学生からの適用とし、平成9年度以前に入学した学生については従前の規定による。
24. この学則の改訂は平成16年4月1日より施行する。但し、第16条、第30条第1項、第49条および別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成16年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
25. この学則の改訂は平成17年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める社会福祉学部社会福祉学科並びに経営学部経営学科の収容定員は平成17年度630人、平成18年度660人、平成19年度690人、美術学部デザイン学科の収容定員は平成17年度400人、平成18年度360人、平成19年度320人、美術学部建築学科の収容定員は平成17年度340人、平成18年度320人、平成19年度300人とする。又、別表1に定める授業科目については、平成17年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成17年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
26. この学則の改訂は平成18年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目並びに別表3に定める授業料その他学費については、平成18年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
27. この学則の改訂は平成19年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、平成19年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定による。
28. この学則の改訂は平成20年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める社会福祉学部社会福祉学科並びに経営学部経営学科の収容定員は平成20年度660人、平成21年度600人、平成22年度540人、美術学部デザイン学科および建築学科の収容定員は平成20年度250人、平成21年度220人、平成22年度190人とする。又、別表1に定める授業科目については、平成20年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
29. この学則の改訂は平成21年4月1日より施行する。但し、第25条、第36条および別表1に定める授業科目については、平成21年度入学生からの適用（別表1の（2）の1の社会福祉学部社会福祉学科専門科目のうち、「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目」の該当科目については、平成21年度および平成22年度編入学生にも適用する。）とし、既在学生については従前の規定によることとする。
30. この学則の改訂は平成22年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、平成22年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の（2）の1に定める授業科目については、平成21年度入学生にも適用することとする。

31. この学則の改訂は平成23年4月1日より施行する。但し、第28条第3項および別表1に定める授業科目については、平成23年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
32. この学則の改訂は平成24年4月1日より施行する。但し、第3条第2項に定める社会福祉学部社会福祉学科の収容定員は平成24年度420人、平成25年度360人、平成26年度300人とする。又、第19条および別表1に定める授業科目、第28条に定める履修方法、第49条に定める休学の授業料その他学費の取扱い、別表3に定める入学検定料、入学金、授業料その他学費については、平成24年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
33. この学則の改訂は平成25年4月1日より施行する。但し、第28条および別表1-2に定める授業科目の履修方法、第26条に定める他大学等との単位互換並びに第27条に定める入学前の既修得単位の単位認定については、平成25年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
34. この学則の改訂は平成26年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目および別表1-2に定める授業科目の履修方法については、平成26年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
35. この学則の改訂は平成27年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目および別表1-2に定める授業科目の履修方法については、平成27年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
36. この学則の改訂は平成28年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目および別表1-2に定める授業科目の履修方法については、平成28年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
37. この学則の改訂は平成29年4月1日より施行する。但し、第28条および別表1-2に定める授業科目の履修方法、別表1に定める授業科目並びに別表3に定める入学検定料、授業料その他学費については、平成29年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
38. この学則の改訂は平成30年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、平成30年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の(1)共通教育科目に新設する外国人留学生対象の授業科目については、既在学生にも適用することとする。
39. この学則の改訂は平成31年4月1日より施行する。但し、第28条第3項および別表1に定める授業科目については、平成31年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の(1)共通教育科目に新設する外国語科目については、既在学生にも適用することとする。
40. この学則の改訂は令和2年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目については、令和2年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。
41. この学則の改訂は令和3年4月1日より施行する。但し、別表1に定める授業科目、別表1-2に定める授業科目の履修方法、及び別表3に定める入学検定料、入学金、授業料、その他学費、休学在籍料については、令和3年度入学生からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。なお、別表1の(5)経営学部(経営学科)専門科目に新設する「スポーツ経営管理論」、「スポーツビジネス論」、「スポーツ文化論」及び名称変更する「アグリビジネス論」の4科目、並びに別表1の(6)経営学部(経営学科スポーツマネジメントコース)専門科目に新設する「国際法」、「まちづくり論」の2科目については、既在学生にも適用することとする。
42. この学則の改訂は令和4年4月1日より施行する。但し、第35条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、別表1に定める授業科目、別表1-2に

定める授業科目の履修方法及び別表3の授業料、その他学費に係る変更については、令和4年度入学者からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。

43. この学則の改訂は令和5年4月1日より施行する。但し、第28条第8項、別表1に定める授業科目、別表1－2に定める授業科目の履修方法については、令和5年度入学者からの適用とし、既在学生については従前の規定によることとする。

学 則 別 表 1

<授業科目および単位数>

(1) 共通教育科目（社会福祉学部、美術学部、経営学部）

単位○印は必修科目

科目区分		授 業 科 目	単位
修学基礎 教育科目	修学基礎	スタートアップ演習	①
		基礎ゼミナールⅠA	①
		基礎ゼミナールⅠB	①
		基礎ゼミナールⅡA	①
		基礎ゼミナールⅡB	①
		修学基礎特講Ⅰ	1
		修学基礎特講Ⅱ	1
	キャリア支援	キャリア支援演習Ⅰ	①
		キャリア支援演習Ⅱ	①
		キャリア支援演習Ⅲ	1
		キャリアデザインⅠ	2
		キャリアデザインⅡ	2
		生涯学習概論Ⅰ	2
		生涯学習概論Ⅱ	2
		アクティブプログラムⅠ	1
		アクティブプログラムⅡ	1
		アクティブプログラムⅢ	1
		アクティブプログラムⅣ	1
	人文社会科学	こころの科学	2
		人間と哲学	2
		芸術へのアプローチ	2
		法学入門	2
		日本国憲法	2
		社会学入門	2
		政治学入門	2
		経済学入門	2
		日本の歴史	2
		外国の歴史	2
		日本事情 ※外国人留学生対象科目	2
	健康とスポーツ	スポーツ総合	①
		健康科学	②
外国語基礎 教育科目	英語	基礎英語Ⅰ	②
		基礎英語Ⅱ	②
		英語入門Ⅰ	2
		英語入門Ⅱ	2
		外国語コミュニケーション	2
	その他言語	ドイツ語入門Ⅰ	2
		ドイツ語入門Ⅱ	2
		中国語入門Ⅰ	2
		中国語入門Ⅱ	2
		日本語Ⅰ ※外国人留学生対象科目	2
		日本語Ⅱ ※外国人留学生対象科目	2
		日本語Ⅲ ※外国人留学生対象科目	2
		日本語Ⅳ ※外国人留学生対象科目	2
情報・数理 基礎教育科目	情報リテラシー	情報基礎演習Ⅰ	①
		情報基礎演習Ⅱ	①
		データサイエンス基礎	②
		データサイエンス・プログラム	2
	数理基礎	数学入門	2
		統計学入門	2
		基礎統計演習	2
		環境学入門	2

サブメジャー科目	ボールパークプログラム	2
	地域共生学科別プログラム	1
	みらい創造プログラム	1
	防災・治水プログラム	1
	イラスト・マンガプログラム	1
	インターンシップ・キャリアプロプログラムⅠ	1
	インターンシップ・キャリアプロプログラムⅡ	1
	インターンシップ・キャリアプロプログラムⅢ	1
	インターンシップ・キャリアプロプログラムⅣ	1
	海外短期留学プログラム	2
	海外研修プログラム	1
	グローバル英語プログラム	4
	介護職員初任者研修プログラム	4
	公務員試験対策プログラム	2
	教員採用試験対策プログラム	4
	宅地建物取引士試験対策プログラム	2
	上級日本語プログラム ※外国人留学生対象科目	4

(2) 社会福祉学部 (社会福祉学科) 専門科目

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位	科目 区分	授 業 科 目	単位
基 幹 科 目	ソーシャルワークの基盤と専門職	②	展 開 科 目	保育原理	2
	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	②		教育原理	2
	社会保障Ⅰ	②		子ども家庭支援論	2
	社会保障Ⅱ	②		社会的養護Ⅰ	2
	社会学と社会システム	②		保育者論	2
	心理学と心理的支援	②		子どもの理解と援助	1
	児童・家庭福祉	②		子どもの保健	2
	医学概論	②		子どもの食と栄養	2
	高齢者福祉	②		保育の計画と評価	2
	障害者福祉	②		保育内容総論	1
	権利擁護を支える法制度	②		保育内容演習Ⅰ(健康)	1
	貧困に対する支援	②		保育内容演習Ⅱ(人間関係)	1
	保健医療と福祉	②		保育内容演習Ⅲ(環境)	1
	社会福祉調査の基礎	②		保育内容演習Ⅳ(言葉)	1
	福祉サービスの組織と経営	②		保育内容演習Ⅴ(表現)	1
	刑事司法と福祉	②		身体表現	1
				音楽表現Ⅰ	1
				音楽表現Ⅱ	1
				造形表現Ⅰ	1
				造形表現Ⅱ	1
展 開 科 目	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2		言語表現	1
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2		乳児保育Ⅰ	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2		乳児保育Ⅱ	1
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2		子どもの健康と安全	1
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ	2		障害児保育Ⅰ	2
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ	2		障害児保育Ⅱ	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2		社会的養護Ⅱ	1
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2		子育て支援	1
	ソーシャルワーク演習	1		保育実習指導Ⅰ	2
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2		保育実習指導Ⅱ	1
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	1		保育実習指導Ⅲ	1
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	1		保育実習Ⅰ	4
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2		保育実習Ⅱ	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2		保育実習Ⅲ	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	2		保育実践演習	2
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	6		特別支援教育総論	2
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	2		知的障害者の心理・生理・病理	2
	精神医学と精神医療Ⅰ	2		肢体不自由者の心理・生理・病理	2
	精神医学と精神医療Ⅱ	2		病弱者の心理・生理・病理	2
	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2		知的障害教育Ⅰ	2
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2		知的障害教育Ⅱ	2
	精神保健福祉の原理Ⅰ	2		肢体不自由教育Ⅰ	2
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2		肢体不自由教育Ⅱ	2
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅲ	2		病弱教育	2
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅳ	2		視覚障害教育総論	2
	精神障害リハビリテーション論	2		聴覚障害教育総論	2
	精神保健福祉制度論	2		発達障害等教育総論	2
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	1		特別支援教育実習	2
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	1		特別支援教育実習(事前指導)	1
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	1		特別支援教育実習(事後指導)	1
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	2		教育方法論	2
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	2		社会福祉事業史	2
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	2		日本政治史	2
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	2		社会思想史	2
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	2		日本文化史	2
	精神保健福祉援助実習Ⅲ	3		日本経済史	2
	スクールソーシャルワーク論	2		西洋経済史	2
	スクールソーシャルワーク演習	1		人文地理学Ⅰ	2
	スクールソーシャルワーク実習指導	1		人文地理学Ⅱ	2
	スクールソーシャルワーク実習	2		自然地理学Ⅰ	2
	社会心理学	2		自然地理学Ⅱ	2
	コミュニティ心理学	2		地誌	2
	産業心理学	2		北海道誌	2
	臨床心理学	2		民法	2
	ストレスとメンタルヘルス	2		国際法	2
	カウンセリング論	2		国際政治論	2
	教育行政学	2		国際経済論	2
	教育心理学	2		社会学概論	2
	教育相談(カウンセリングを含む。)	2			
	発達心理学Ⅰ	2			
	発達心理学Ⅱ	2			

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位
展 開 科 目	経済学概論	2
	哲学概論	2
	倫理学概論	2
	社会福祉施設の人事・労務・財務管理とリスクマネジメント	1
	福祉士国家試験対策プログラム	4
	社会福祉特講Ⅰ	1
	社会福祉特講Ⅱ	1
	社会福祉特講Ⅲ	1
	社会福祉特講Ⅳ	1
専 門 演 習	専門演習ⅠA	①
	専門演習ⅠB	①
	専門演習ⅡA	①
	専門演習ⅡB	①
	卒業論文	④
自 由 科 目	教職論	2
	教育史	2
	教育課程論	2
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2
	道德教育の指導法	2
	特別活動の指導法	2
	教育とICT活用	1
	生徒・進路指導論	2
	特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	総合的な学習の時間の指導法	2
	介護等体験指導	1
	学校インターンシップ（学校体験活動）	1
	教育実習（事前・事後指導）	1
	教育実習Ⅰ	4
	教育実習Ⅱ	2
	教職実践演習（中・高）	2

(3) 美術学部 (デザイン学科) 専門科目

単位○印は必修科目

科目区分	授 業 科 目	単位	科目区分	授 業 科 目	単位
基幹科目	美術学概論Ⅰ	②	展開科目	イラストレーション基礎Ⅰ	2
	美術学概論Ⅱ	②		イラストレーション基礎Ⅱ	2
	デザイン概論Ⅰ	②		イラストレーションⅠ	2
	デザイン概論Ⅱ	②		イラストレーションⅡ	2
	平面構成Ⅰ	②		イラストレーションⅢ	2
	平面構成Ⅱ	②		イラストレーションⅣ	2
	立体構成Ⅰ	②		漫画Ⅰ	2
	デッサンⅠ	②		漫画Ⅱ	2
	デッサンⅡ	②		漫画Ⅲ	2
	基礎デザインⅠ	②		漫画Ⅳ	2
	基礎デザインⅡ	②		キャラクターデザインⅠ	1
	西洋美術史Ⅰ	②		キャラクターデザインⅡ	1
	西洋美術史Ⅱ	②		アニメーションⅠ	2
	色彩環境論	②		アニメーションⅡ	2
展開科目	立体構成Ⅱ	2	専門演習	美術学特講Ⅰ	1
	ビジュアルデザインⅠ	2		美術学特講Ⅱ	1
	ビジュアルデザインⅡ	2		美術学特講Ⅲ	1
	デジタルデザインⅠ	2		美術学特講Ⅳ	1
	デジタルデザインⅡ	2		専門研究ⅠA	②
	グラフィックデザインⅠ	2	自由科目	専門研究ⅠB	②
	グラフィックデザインⅡ	2		専門研究ⅡA	②
	エディトリアルデザインⅠ	2		専門研究ⅡB	②
	エディトリアルデザインⅡ	2		卒業制作・研究	⑥
	プロダクトデザインⅠ	2	自由科目	教職論	2
	プロダクトデザインⅡ	2		教育原理	2
	プロダクトデザインⅢ	2		教育史	2
	プロダクトデザインⅣ	2		教育心理学	2
	WEBデザインⅠ	2		教育行政学	2
	WEBデザインⅡ	2		教育課程論	2
	WEBデザインⅢ	2		美術科教育法Ⅰ	2
	WEBデザインⅣ	2		美術科教育法Ⅱ	2
	CG技法研究Ⅰ	2		工芸科教育法Ⅰ	2
	CG技法研究Ⅱ	2		工芸科教育法Ⅱ	2
	コンテンツデザインⅠ	2		道德教育の指導法	2
	コンテンツデザインⅡ	2		特別活動の指導法	2
	図学Ⅰ	2		教育方法論	2
	図学Ⅱ	2		教育とICT活用	1
	デザイン製図Ⅰ	2		生徒・進路指導論	2
	デザイン製図Ⅱ	2		教育相談 (カウンセリングを含む。)	2
	映像表現Ⅰ	2		特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	映像表現Ⅱ	2		総合的な学習の時間の指導法	2
	デッサンⅢ	2		介護等体験指導	1
	デッサンⅣ	2		学校インターンシップ (学校体験活動)	1
	絵画Ⅰ	2		教育実習 (事前・事後指導)	1
	絵画Ⅱ	2		教育実習Ⅰ	4
	洋画Ⅰ	2		教育実習Ⅱ	2
	洋画Ⅱ	2		教職実践演習 (中・高)	2
	日本画Ⅰ	2			
	日本画Ⅱ	2			
	技法・材料研究Ⅰ	2			
	技法・材料研究Ⅱ	2			
	工芸実習Ⅰ	2			
	工芸実習Ⅱ	2			
	工芸実習Ⅲ	2			
	工芸実習Ⅳ	2			
	彫刻Ⅰ	2			
	彫刻Ⅱ	2			
	彫刻Ⅲ	2			
	彫刻Ⅳ	2			
	テキスタイルデザインⅠ	2			
	テキスタイルデザインⅡ	2			
	版表現Ⅰ	2			
	版表現Ⅱ	2			
	東洋・日本美術史Ⅰ	2			
	東洋・日本美術史Ⅱ	2			
	造形論Ⅰ	2			
	造形論Ⅱ	2			

(4) 美術学部(建築学科) 専門科目

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位	科目 区分	授 業 科 目	単位
基 幹 科 目	基本製図	②	展 開 科 目	一級対策製図Ⅰ	2
	建築設計製図	②		一級対策製図Ⅱ	2
	建築設計演習Ⅰ	②		一級建築士演習Ⅰ	1
	建築設計演習Ⅱ	②		一級建築士演習Ⅱ	1
	建築史	②		一級建築士演習Ⅲ	1
	建築計画Ⅰ	②		一級建築士演習Ⅳ	1
	建築計画Ⅱ	②		二級対策製図Ⅰ	2
	福祉環境計画論	②		二級対策製図Ⅱ	2
	北国の建築と住まい	②		二級建築士演習Ⅰ	1
	建築環境Ⅰ	②		二級建築士演習Ⅱ	1
	建築設備Ⅰ	②		二級建築士演習Ⅲ	1
	建築構造力学Ⅰ	②		二級建築士演習Ⅳ	1
	建築構造力学Ⅱ	②		アクションプログラムⅠ	1
	建築システム論	②		アクションプログラムⅡ	1
	鉄筋コンクリート構造	②		アクションプログラムⅢ	1
	建築材料	②		アクションプログラムⅣ	1
	建築施工	②		アクションプログラムⅤ	1
	建築法規Ⅰ	②		アクションプログラムⅥ	1
	建築法規Ⅱ	②		アクションプログラムⅦ	1
	都市計画	②		アクションプログラムⅧ	1
展 開 科 目	建築設計演習Ⅲ	2	専 門 演 習	建築学特講Ⅰ	1
	建築設計演習Ⅳ	2		建築学特講Ⅱ	1
	住宅設計演習Ⅰ	2		建築学特講Ⅲ	1
	住宅設計演習Ⅱ	2		建築学特講Ⅳ	1
	空間計画論	2	専 門 演 習	建築研究Ⅰ	①
	建築環境Ⅱ	2		建築研究Ⅱ	①
	建築設備Ⅱ	2		建築研究Ⅲ	①
	建築構造力学Ⅲ	2		建築研究Ⅳ	①
	鋼構造	2	自 由 科 目	卒業研究	⑥
	建築材料実験	2		教職論	2
	建築生産	2		教育原理	2
	建築積算	2		教育史	2
	建築法規Ⅲ	2		教育心理学	2
	建築法規Ⅳ	2		教育行政学	2
	図学(建築図学を含む)	2		教育課程論	2
	CAD演習Ⅰ	1		工業科教育法Ⅰ	2
	CAD演習Ⅱ	1		工業科教育法Ⅱ	2
	CAD演習Ⅲ	1		道徳教育の指導法	2
	測量学	2		特別活動の指導法	2
	建築の職能と倫理	2		教育方法論	2
	建築表現Ⅰ	1		教育とICT活用	1
	建築表現Ⅱ	1		生徒・進路指導論	2
	建築表現Ⅲ	1		教育相談(カウンセリングを含む。)	2
	建築表現Ⅳ	1		特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	建築表現Ⅴ	1		総合的な学習の時間の指導法	2
	建築士のための基礎数学	2		介護等体験指導	1
	プレゼンテーションツールⅠ	1		学校インターンシップ(学校体験活動)	1
	プレゼンテーションツールⅡ	1		教育実習(事前・事後指導)	1
	住空間計画	2		教育実習Ⅰ	4
	色彩環境論	2		教育実習Ⅱ	2
	インテリア表現基礎	2		教職実践演習(中・高)	2
	インテリアデザインⅠ	2			
	インテリアデザインⅡ	2			
	インテリアデザインⅢ	2			
	デザイン概論	2			
	応用数学	2			
	応用物理	2			
	職業指導	2			
	ユニバーサルデザイン演習	2			
	施工管理技士演習Ⅰ	1			
	施工管理技士演習Ⅱ	1			

(5) 経営学部(経営学科) 専門科目

単位○印は必修科目

科目 区分	授 業 科 目	単位	科目 区分	授 業 科 目	単位
基 幹 科 目	経営学総論	②	展 開 科 目	スポーツとヘルスケア	2
	経営管理論	②		トレーニング科学Ⅰ	2
	経営組織論	②		トレーニング科学Ⅱ	2
	経営戦略論	②		体育史	2
	経営分析論	②		運動学(運動方法学を含む。)	2
	簿記論	②		学校保健	2
	マーケティング論	②		生理学	2
	商法	②		衛生学及び公衆衛生学	2
	財務会計論	②		精神保健Ⅰ	2
	コミュニケーション論	②		精神保健Ⅱ	2
基 礎 科 目	経営情報論	2		レクリエーション概論	2
	経済学概論	2		体づくり運動	1
	中小企業論	2		器械運動	1
	人的資源管理論	2		陸上競技	1
	原価計算論	2		水泳	1
	スポーツマネジメント論	2		球技Ⅰ(バスケットボール)	1
	スポーツ経営管理論	2		球技Ⅱ(バレーボール)	1
	スポーツ社会学	2		球技Ⅲ(バドミントン)	1
	スポーツ文化論	2		球技Ⅳ(ソフトボール)	1
	スポーツビジネス論	2		球技Ⅴ(ラグビー)	1
展 開 科 目	ビジネス創造論	2		球技Ⅵ(サッカー)	1
	ビジネスプランニング論	2		ダンス	1
	ビジネス法務	2		柔道	1
	ビジネス倫理	2		障がい者スポーツⅠ	2
	ビジネス英語	2		障がい者スポーツⅡ	1
	eビジネス論	2		コーチング方法論	2
	コーポレートファイナンス論	2		ソーシャルワークの基盤と専門職	2
	管理会計論	2		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2
	国際経営論	2		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2
	金融論	2		福祉サービスの組織と経営	2
	マクロ経済学	2		カウンセリング論	2
	ミクロ経済学	2		経営学特講Ⅰ	1
	北海道経済論	2		経営学特講Ⅱ	1
	国際経済論	2		経営学特講Ⅲ	1
	日本経済史	2		経営学特講Ⅳ	1
	西洋経済史	2	専 門 演 習	専門演習ⅠA	①
	民法	2		専門演習ⅠB	①
	会社法	2		専門演習ⅡA	①
	国際法	2		専門演習ⅡB	①
	イノベーションマネジメント論	2		卒業論文	④
	アグリビジネス論	2	自 由 科 目	教職論	2
	サードセクター論	2		教育原理	2
	観光マネジメント論	2		教育史	2
	ホテルマネジメント論	2		教育心理学	2
	ホスピタリティマネジメント論	2		教育行政学	2
	産業心理学	2		教育課程論	2
	産業社会論	2		商業科教育法Ⅰ	2
	まちづくり論	2		商業科教育法Ⅱ	2
	地域政策論	2		保健体育科教育法Ⅰ	2
	地域情報論	2		保健体育科教育法Ⅱ	2
	コミュニティ心理学	2		保健体育科教育法Ⅲ	2
	国際政治論	2		保健体育科教育法Ⅳ	2
	職業指導	2		道徳教育の指導法	2
	マルチメディア表現	2		特別活動の指導法	2
	情報システム論	2		教育方法論	2
	情報ネットワーク論	2		教育とICT活用	1
	プログラミング論	2		生徒・進路指導論	2
	WEBデザイン	2		教育相談(カウンセリングを含む。)	2
	WEBデザイン演習	2		特別な教育的ニーズの理解とその支援	2
	スポーツ原理	2		総合的な学習の時間の指導法	2
	スポーツ行政学	2		介護等体験指導	1
	スポーツ心理学	2		学校インターンシップ(学校体験活動)	1
	スポーツ生理学	2		教育実習(事前・事後指導)	1
	スポーツ指導論	2		教育実習Ⅰ	4
	スポーツ医学	2		教育実習Ⅱ	2
	スポーツと栄養	2		教職実践演習(中・高)	2

学 則 別 表 1-2

<授業科目の履修方法>

(1)社会福祉学部社会福祉学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件	備 考	
共通教育科目	修 学 基 礎 教 育 科 目	修 学 基 礎	5		5	30	5単位以上（必修5単位）
		キャリア支援	2		2		2単位以上（必修2単位）
		人文・社会科学		6	6		6単位以上（選択必修）
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外 国 語 基 礎 教 育 科 目	英 語	4	4	8		8単位以上（必修4単位、選択必修4単位）
		そ の 他 言 語					
	情 報 ・ 数 理 基 礎 教 育 科 目	情報リテラシー	4	2	6		6単位以上（必修4単位、選択必修2単位）
		数 理 基 礎					
サブメジャー科目							
小 計		18	12	30	30単位以上		
専門科目	基 幹 科 目		32		32	必修32単位	
	展 開 科 目			24	24	24単位以上（選択必修）	
	専 門 演 習		8		8	必修8単位	
	小 計		40	24	64	64単位以上	
合 計			58	36	124	124単位以上 共通教育科目：30単位以上 専門科目：64単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択	

(2)美術学部デザイン学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件	備 考	
共通教育科目	修学基礎教育科目	修学基礎	5		5	30	5単位以上（必修5単位）
		キャリア支援	2		2		2単位以上（必修2単位）
		人文・社会科学		6	6		6単位以上（選択必修）
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外国語基礎教育科目	英語	4	4	8		8単位以上（必修4単位、選択必修4単位）
		その他言語					
	情報・数理基礎教育科目	情報リテラシー	4	2	6		6単位以上（必修4単位、選択必修2単位）
		数理基礎					
サブメジャー科目							
小 計		18	12	30	30単位以上		
専門科目	基 幹 科 目		28		28	必修28単位	
	展 開 科 目			22	22	22単位以上（選択必修）	
	専 門 演 習		14		14	必修14単位	
	小 計		42	22	64	64単位以上	
合 計			60	34	124	124単位以上 共通教育科目：30単位以上 専門科目：64単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択	

(3)美術学部建築学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件		備 考
共通教育科目	修学基礎教育科目	修学基礎	5		5	30	5単位以上（必修5単位）
		キャリア支援	2		2		2単位以上（必修2単位）
		人文・社会科学		6	6		6単位以上（選択必修）
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外国語基礎教育科目	英語	4	4	8		8単位以上（必修4単位、選択必修4単位）
		その他言語					
	情報・数理基礎教育科目	情報リテラシー	4	2	6		6単位以上（必修4単位、選択必修2単位）
		数理基礎					
	サブメジャー科目						
小 計		18	12	30	30単位以上		
専門科目	基 幹 科 目		40		40	必修40単位	
	展 開 科 目			14	14	14単位以上（選択必修）	
	専 門 演 習		10		10	必修10単位	
	小 計		50	14	64	64単位以上	
合 計			68	26	124	124単位以上 共通教育科目：30単位以上 専門科目：64単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択	

(4)経営学部経営学科

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件		備 考
共通教育科目	修学基礎教育科目	修学基礎	5		5	30	5単位以上（必修5単位）
		キャリア支援	2		2		2単位以上（必修2単位）
		人文・社会科学		6	6		6単位以上（選択必修）
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外国語基礎教育科目	英語	4	4	8		8単位以上（必修4単位、選択必修4単位）
		その他言語					
	情報・数理基礎教育科目	情報リテラシー	4	2	6		6単位以上（必修4単位、選択必修2単位）
		数理基礎					
サブメジャー科目							
小 計		18	12	30	30単位以上		
専門科目	基 幹 科 目		20		20	必修20単位	
	基礎科目			10	36	10単位以上（選択必修）※	
	展開科目					基礎・展開科目合計36単位以上（選択必修）	
	専門演習		8		8	必修8単位	
	小 計		28	36	64	64単位以上	
合 計			46	48	124		124単位以上 共通教育科目：30単位以上 専門科目：64単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択

※スポーツマネジメントコースについては、第28条第8項に基づき専門科目の基礎科目として、「スポーツマネジメント論」、「スポーツ経営管理論」、「スポーツ社会学」、「スポーツ文化論」、「スポーツビジネス論」の5科目を必修科目として修得しなければならない。

学 則 別 表 2

区 分	一般(年齢55歳未満)の科目等履修生および委託生	本学卒業生並びに一般(年齢55歳以上)の科目等履修生および委託生	備 考
検 定 料	10,000円	10,000円	履修期間の終了者が次年度に引き続き履修を希望する場合の検定料は、1年を限度に免除する。
入 学 金	本学則第44条の入学金の2分の1とする。	本学則第44条の入学金の4分の1とする。	履修期間の終了者が次年度に引き続き科目等履修生および委託生となる場合の入学金は、1年を限度に免除する。
科目等履修料	1単位 15,000円	1単位 7,500円	
実験実習料	実 費	実 費	

2. 研究生の検定料、入学金および研究指導料

区 分	一般の研究生	本学卒業生の研究生	備 考
検 定 料	10,000円	10,000円	在学期間の満了者が次年度に引き続き研究指導を希望する場合の検定料は、1年を限度に免除する。
入 学 金	本学則第44条の入学金の2分の1とする。	本学則第44条の入学金の4分の1とする。	在学期間の満了者が次年度に引き続き研究指導を希望する場合の入学金は、1年を限度に免除する。
研究指導料	100,000円	50,000円	研究期間が半年の場合は、半額とする。

学 則 別 表 3

(単位：円)

	入 学 検定料	入学金	授 業 料			休学在籍料	
			前期	後期	年額	年額	半期
社会福祉学部	35,000	210,000	522,500	522,500	1,045,000	100,000	50,000
美 術 学 部	35,000	210,000	697,500	697,500	1,395,000	100,000	50,000
経 営 学 部	35,000	210,000	522,500	522,500	1,045,000	100,000	50,000

学 則 別 表 4

<学部、学科の教育研究上の目的>

学部・学科	教育研究上の目的
社会福祉学部	建学の精神のもとに、多岐にわたる福祉施設や行政機関等で活躍する人材を養成するとともに、共生社会の実現をめざす。グローバルな視点から社会サービスの現状とその背景にある政治、経済、文化等について研究し、その成果を学生へ還元する。
社会福祉学科	共生社会のシステム構築に寄与する人材を養成する。 高齢者や障害者、子ども・家庭等「要支援者」の自立生活に焦点を当て、あらゆる支援活動にかかわることができるソーシャルワーカーを養成する。 特別支援・社会分野の教職において活躍し得る人材を養成する。

学部・学科	教育研究上の目的
美術学部	建学の精神を念頭に、両学科の所属学生に対し、幅広い知識や教養を修得させると共に、豊かな感性や感覚と高い技能とを身につけさせ、美しく心豊かな社会創りに、持続的に積極的に関わることでできる人材養成を行うこと。また、研究に関しては、よりの確な教育方法の研究と共に、幅広い視野で、とりわけ地域の諸問題について検証し、それらの改善と発展に寄与すること等を目的とする。
デザイン学科	知識や教養の修得と共に、個々の学生の感性や感覚の練磨につとめ、感受性豊かで想像力や表現力や創造力のある人間形成を行うこと。教職を目指す学生には、美術ならではの教育方法の特質と役割とを認識させ、教育現場での授業等において、それらを反映させ実践できる人材の育成を行うこと。研究に関しては、常に一人ひとりの学生に寄り添い、それぞれの特質を把握し、効果的な教育方法を展開させられるようにすること、また、美術についての専門的な知識や技能等を、十分に社会に還元させることを目標とする。
建築学科	人びとの生活から社会活動の基盤となる建築・都市環境に関わる専門知識を有し、これらを構築する豊かな創造力を持ち、社会に貢献する建築技術者を育成する。また、工業（建築）分野の教職において活躍できる人材を育成する。

学部・学科	教育研究上の目的
経営学部	情報化、国際化、さらにグローバル化が進展する21世紀の産業社会で活躍する人材を育成する。また、グローバルな視点だけでなく地域社会とのつながりについても重視し、経営およびそれに関連した分野等について研究し、その成果を社会と学生の学びへ還元する。
経営学科	企業の会計管理・国際経営戦略などを中心とした諸理論を学ぶだけでなく、経営を広い視点から捉え、地域社会やスポーツビジネスのような様々な社会的活動も経営対象と捉え、幅広い視野と国際的かつ地域に根ざした経営感覚を持つ幅広い人材を養成する。また、これらの学びの中から次世代を育む指導者を育成し、スポーツソーシャルワーカーや保健体育・商業等の教職において活躍し得る人材を養成する。

星槎道都大学 通信教育課程規程

第1章 総則

(目 的)

第 1 条 この規程は、星槎道都大学学則第3条の2第2項の規定に基づき、通信教育課程に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 この規程に定めのない事項については、他の法令等を適用するものとする。

第2章 通信教育課程の構成及び修業年限

(学部学科等)

第 3 条 星槎道都大学（以下「本学」という。）の通信教育課程は、次の学科及び専攻を置く。
経営学部 経営学科

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本学通信教育課程の修業年限及び在学年限は、次のとおりとし、在学年限を超えて在学することはできない。

(入学年次)	(修業年限)	(在学年限)
1年次	4年	10年
2年次	3年	9年
3年次	2年	8年
4年次	1年	7年

(入学定員)

第 5 条 学生の定員は、次のとおりとする。

	(入学定員)	(編入学定員)	(収容定員)
通信教育課程 経営学部 経営学科	100人	2年次 20人 3年次 100人 4年次 20人	680人

第3章 学年及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、後期入学の場合は10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第 7 条 1年間の学期は次のとおりとする。

前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合学長は、前項の各学期の期日を臨時に変更することができる。

3 必要がある場合学長は、前々項の各学期を分割して四学期制に変更することができる。

(休業日)

第 8 条 休業日については、別に定める。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第9条 通信教育課程において教授する授業科目は、共通教育科目及び専門科目とする。

2 卒業のために必要とする単位は、124単位以上とする。ただし、専門科目の自由科目は卒業のために必要とする単位に含まない。

3 授業科目の名称、単位数等は、別表第1のとおりとする。ただし、必要と認めるときは経営学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長は、その一部を変更することがある。

(履修方法)

第10条 学生は、前条により別表第2に定める所定の授業科目を履修しなければならない。

2 学生は、毎学期の初めに履修しようとする授業科目を選択し、履修届を提出しなければならない。ただし、年次途中に開講される特別講義等の授業科目については、その授業科目が開講される所定の時期に登録を行うこととする。

(授業の方法)

第11条 授業は、印刷教材等による授業（以下、「印刷教材授業」という。）、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業（以下、「メディア授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業をいう。

3 放送授業は主に放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業をいう。

4 面接授業は、本学の校舎又は他の適当な場所において講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業をいう。

5 印刷教材授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

6 印刷教材授業、放送授業等は、外国において履修させることができる。

7 メディア授業は、本学の校舎又は他の適当な場所において講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により、同時双方向の通信システムにより行う授業をいう。

8 開設する各科目の授業の方法は、別に定める。

(授業科目の配当)

第12条 授業科目は、これを4ケ年に配当する。

2 1ケ年で履修できる卒業要件科目の上限単位数は44単位とする。

3 面接授業又はメディア授業は4ケ年を通じて30単位以上修得しなければならない。

4 前項に定める30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

(単位の基準)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 印刷教材授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(2) 放送授業については、15時間の放送授業をもって1単位とする。

(3) 面接授業又はメディア授業のうち、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(4) 面接授業はメディアを利用して行う授業の実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 前項までに示す授業に関する1時間は45分を基準に運用する。

(他学科の授業科目の履修)

第14条 本学通信教育課程の学生は、本学経営学部経営学科の通学課程の授業科目を年間10単位まで履修することができるものとする。

2 前項の規定により履修し修得した単位は、卒業のために必要とする単位に算入する。

(学習指導)

第15条 学習指導の内容充実のため、本学及び全国各地で面接指導、講演会等を実施することがある。

2 学習指導を効果的に実施するために、各種の印刷物を配布するものとする。

第5章 科目の修了認定

(科目の修了認定)

第16条 各履修科目の修了は、授業科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

2 試験に合格しなかった場合、その授業科目の単位を修得するためには、再度試験を受験し、合格しなければならない。

(試験の種類等)

第17条 試験は、科目修得試験、面接授業試験等とする。

2 印刷教材授業及び放送授業の科目を修了するためには、レポートを提出しかつ指定の時期に科目修得試験を受けなければならない。

3 面接授業又はメディア授業の科目を修了するためには、指定の時期に面接授業試験を受けなければならない。

4 科目修得試験、面接授業試験等は、その履修した授業科目について筆記、口述、レポート、実技など適切な方法によって行う。

5 前3項の規定に関わらず、卒業論文の授業科目については論文審査をもって試験に代えることができる。

(学修の評価)

第18条 学修の評価は、満点を100点として、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をFとし、Fは不合格とする。

(追試験)

第19条 病気その他やむを得ない事故のために第17条の試験を受けなかった者には、追試験を行うことがある。

第6章 卒業要件等

(卒業)

第20条 通信教育課程に4年以上在学し、第9条第2項に規定する単位を修得した者に対しては、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位授与及び学位の種類)

第21条 前条の学長が卒業を認定した者には、学位を授与する。

2 前項の学位の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	課程	学位(専門分野の名称)
経営学部	経営学科	学士課程	学士(経営学)

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第22条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号）に定める次の学修を、本学通信教育課程における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴き、単位を与えることができる。

(1) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当すると認められるもの

(2) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係わる学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの

(3) 社会的評価の高い知識及び技能に関して、国等が全国的な規模において年1回以上行う審査の合格に係わる学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、本学通信教育課程における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修については、本学通信教育課程における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

(認定単位の上限)

第25条 第22条、第23条、第24条により認定することができる単位数の合計は、本学において修得した単位並びに編入学及び転入学の場合を除き、60単位を超えないものとする。

第6章 資格の取得

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第26条 本学通信教育課程において教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業のために必要とする単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学通信教育課程において取得できる教育職員免許状及び免許教科の種類は、次のとおりとする。

免 許 状	免 許 教 科
中学校教諭一種免許状	保健体育
高等学校教諭一種免許状	商業、保健体育

3 本学通信教育課程においてスポーツ・保健に関する企画運営力を持った人材を養成するため、スポーツマネジメントコースを置く。スポーツマネジメントコースは、別表第1の(2)に定める専門科目の基礎科目のうち、「スポーツマネジメント論」、「スポーツ経営管理論」、「ス

スポーツ社会学」、「スポーツ文化論」、「スポーツビジネス論」の5科目を必修科目として修得しなければならない。

4 教育職員免許状授与の所要資格の取得に関する事項は、別に定める。

第7章 入学

(入学時期)

第27条 入学の時期は、原則として学期の初めとする。

(入学資格)

第28条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第29条 本学通信教育課程に入学を志願する者は、所定の書類に選考料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第30条 前条の入学志願者に対しては、書面審査による選考により、学長が可否を判定する。

(入学許可)

第31条 前条の選考の結果に基づき合格の判定を受けた者は、指定の期日までに誓約書、保証人の保証書及び所定の書類を提出し、入学金、授業料、その他所定の経費を納入することで入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第32条 学長は、入学手続後に必要な要件を欠くことが判明した者には、教授会の意見を聴き、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第33条 第31条の保証人は、その学生の在学中に本人に係る一切の事故につき責任を負うものとし、本人の父母又はそれに代わるべき人でなければならない。本学が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることがある。

第34条 第31条の保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を尽くし得ない場合は、新たに保証人を選定し届け出なければならない。

(編入学及び転入学)

第35条 本学に他の大学等から編入学又は転入学を志願する者があるときは、書面審査による選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 編入学及び転入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

年次	条 件
2年次 編入学 転入学	①大学卒業者 ②短期大学卒業者 ③高等専門学校卒業者 ④大学に1年以上在学し、30単位以上修得している者〔通信教育課程の場合は、30単位のうち7単位以上を面接授業もしくはメディア授業で単位を修得していること〕 ⑤高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了し、学校教育法第90条に規定された大学入学資格を有する者 ⑥外国において、学校教育における13年の課程を修了した者 ⑦外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における13年の課程を修了した者
3年次 編入学 転入学	①大学卒業者 ②短期大学卒業者 ③高等専門学校卒業者 ④専修学校専門課程卒業者〔2年制以上で総授業時間数1,700時間以上履修している者〕 ⑤大学に2年以上在学し、62単位以上修得している者〔通信教育課程の場合は、62単位のうち15単位以上を面接授業もしくはメディアを利用して行う授業で単位を修得していること〕 ⑥高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了し、学校教育法第90条に規定された大学入学資格を有する者 ⑦旧制の学校で上記に準ずる者 ⑧外国において、学校教育における14年の課程を修了した者 ⑨外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
4年次 編入学 転入学	①大学に3年以上在学し、92単位以上修得している者 ②3年制又は4年制の短期大学を卒業している者〔通信教育課程の場合は、92単位のうち22単位以上を面接授業もしくはメディア授業で単位を修得していること〕 ③専修学校専門課程卒業者〔3年制以上で総授業時間数が2,550時間以上履修している者〕 ④外国において、学校教育における15年の課程を修了した者 ⑤外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、次のとおりとし、在学すべき年数は教授会の意見を聴き、学長が決定する。

年次	単位の取扱い
2年次	本学通信教育課程の教育課程に照らし、既修得科目等の単位認定を行うとともに、認定単位数の標準を30単位（うち面接授業7単位）として取り扱う。

3年次	本学通信教育課程の教育課程に照らし、既修得科目等の単位認定を行うとともに、認定単位数の標準を60単位（うち面接授業14単位）として取り扱う。
4年次	本学通信教育課程の教育課程に照らし、既修得科目等の単位認定を行うとともに、認定単位数の標準を92単位（うち面接授業22単位）として取り扱う。

- 4 編入学又は転入学の時期は、第27条に定める入学の時期とする。
- 5 第2項において放送授業による単位数は、面接授業及びメディア授業で修得した単位数の三分の一を超えない範囲で代替することができる。
- (再入学)
- 第36条 本学通信教育課程を第40条の規定により退学した者及び第46条第1号の規定により除籍になった者が、3年以内に再入学を願い出た場合は、以前に在学していたときの成績を考慮し、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。
- 2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。
- (転籍)
- 第37条 本学通信教育課程の学生が、本学の通学の経営学部へ転籍を志望する場合及び本学の通学の経営学部の学生が通信教育課程に転籍を志望する場合には、欠員のある場合に限り選考の上、学長がこれを許可することがある。
- 2 転籍を許可された者が転籍以前に修得した単位の取扱いについては別に定める。

第8章 休学、復学、退学、留学、転学及び除籍

(休学)

- 第38条 病気その他の事由により修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者について学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年以内に限り休学を許可することがある。
- 4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

- 第39条 休学者は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学は学期の初めとする。

(退学)

- 第40条 退学しようとする者は、その事由を明記した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 学年の途中において退学しようとする者は、その学期の授業料、その他納入金を納入しなければならない。

(留学)

- 第41条 外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする者が、保証人連署の上、その旨を学長に願い出たときは、留学を許可することがある。
- 2 留学期間は、第4条に定める修業年限に算入することができる。
- 3 留学期間中、外国の大学において修得した単位については、第22条の定めを準用する。
- 4 留学期間中、学生は授業料その他の学生納付金を全額納入しなければならない。
- 5 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

- 第42条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を明記した保証人連署の願い出を提出し、

学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍することができる。

- (1) 所定の授業料及びその他の納入金を期日までに納入せず、かつ督促に応じない者
- (2) 休学期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 長期にわたる欠席その他の事由で、成業の見込みのない者

2 死亡した者は、保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等によりこれを除籍する。

第9章 科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生及び特修生

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者で、通信教育課程の授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、選考の上科目履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生となることができる者は、入学希望の時点で18歳以上の者とする。
- 3 科目等履修生に対する科目の修了認定は、第16条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生の科目履修料は、別に定める。
- 5 科目等履修生として在学した期間は、大学の正規の課程の在学年数に算入することができる。
- 6 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第45条 本学通信教育課程の特定の授業科目を履修することを志願する他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生、高大連携協定を締結した高等学校から推薦された者及び教育センターから推薦された者があるときは、学長は、その協定等に基づき、特別科目等履修生として許可することができる。

- 2 特別科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第46条 本学通信教育課程の授業科目の一部を聴講しようとする者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(特修生)

第47条 高等教育を広く公開する理念により、本学通信教育課程に特修生の制度を置く。

- 2 特修性は、大学入学資格がない者であっても、その者が学習能力を有すると認められ、かつ収容定員に余裕がある場合に限り、特修生としての履修を許可することができる。
- 3 特修生として在学した期間は、大学の正規の課程の在学年数に算入しない。
- 4 特修生に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 組織

(通信教育科長)

第48条 本学経営学部経営学科通信教育課程に通信教育科長を置く。

- 2 通信教育科長は、本学の経営学部経営学科通信教育課程の担当教授をもって充てる。

(教員)

第49条 本学通信教育課程の授業は、本学の教員が担当する。

- 2 通信教育課程は、非常勤講師を委嘱することができる。

3 非常勤講師に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第50条 本学事務局に通信教育課程を担当する通信教育事務センターを置く。

(通信教育課程委員会)

第51条 本学経営学部経営学科に通信教育課程委員会を置く。

2 通信教育課程委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 選考料、入学金、授業料及びその他経費

(選考料、入学金、授業料及びその他経費)

第52条 本学通信教育課程の選考料、入学金、授業料は、別表第3のとおりとする。ただし、物価の変動その他情勢の変化により変更することがある。

2 入学金、授業料等の納入方法については、別に定める。

(停学中の授業料等)

第53条 停学を命ぜられた者については、停学期間中も授業料及びその他の納入金を納入しなければならない。

(休学中の授業料等)

第54条 休学を許可又は命ぜられた者については、その年度の学費を免除する。

(再入学の授業料等)

第55条 第36条に定める再入学を許可された者の授業料等については、別に定める。

(科目履修料、特別科目履修料、聴講料及び受講料)

第56条 科目履修料、特別科目履修料、聴講料及び受講料については、別表第3に定める金額を納入しなければならない。

(返還)

第57条 既納の納入金は原則として返還しない。ただし、入学辞退者、退学者、休学者、除籍者については、別に定める。

(手数料等)

第58条 手数料の種類及び納入額については、別に定める。

2 教材の再交付を請求するときは、別に定める費用を納めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、特に必要があるときは特別の手数料又は費用を徴収することがある。

第14章 雑則

(雑 則)

第59条 学生の奨学制度、賞罰については、本学学則を準用する。

附 則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

<授業科目および単位数>

(1) 共通教育科目（通信教育課程）

単位○印は必修科目

科目区分		授 業 科 目	単位	授業の方法
修学基礎 教育科目	修学基礎	スタートアップ演習	①	メディア
	キャリア支援	キャリアデザインⅠ	2	面接
		キャリアデザインⅡ	2	印刷教材
		生涯学習概論Ⅰ	2	印刷教材
		生涯学習概論Ⅱ	2	印刷教材
	人文社会科学	こころの科学	2	印刷教材
		人間と哲学	2	印刷教材
		芸術へのアプローチ	2	印刷教材
		法学入門	2	印刷教材
		日本国憲法	2	印刷教材
		社会学入門	2	印刷教材
		政治学入門	2	印刷教材
		経済学入門	2	印刷教材
		日本の歴史	2	印刷教材
		外国の歴史	2	印刷教材
	健康とスポーツ	スポーツ総合	①	面接
		健康科学	②	面接
外国語基礎 教育科目	英語	基礎英語Ⅰ	②	印刷教材
		基礎英語Ⅱ	②	印刷教材
		英語入門Ⅰ	2	印刷教材
		英語入門Ⅱ	2	印刷教材
		外国語コミュニケーション	2	印刷教材
	その他言語	ドイツ語入門Ⅰ	2	印刷教材
		ドイツ語入門Ⅱ	2	印刷教材
		中国語入門Ⅰ	2	印刷教材
		中国語入門Ⅱ	2	印刷教材
情報・数理 基礎教育科目	情報リテラシー	情報基礎演習Ⅰ	①	面接
		情報基礎演習Ⅱ	①	面接
		データサイエンス基礎	②	印刷教材
	数理基礎	数学入門	2	印刷教材
		統計学入門	2	面接
		基礎統計演習	2	印刷教材
		環境学入門	2	印刷教材

(2) 経営学部経営学科専門科目 (通信教育課程)

単位○印は必修科目

科目区分	授 業 科 目	単位	授業の方法
基幹科目	経営学総論	②	印刷教材
	経営管理論	②	印刷教材
	経営組織論	②	印刷教材
	経営戦略論	②	印刷教材
	経営分析論	②	印刷教材
	簿記論	②	面接
	マーケティング論	②	印刷教材
	商法	②	印刷教材
	財務会計論	②	面接
	コミュニケーション論	②	面接
基礎科目	経営情報論	2	印刷教材
	経済学概論	2	印刷教材
	中小企業論	2	印刷教材
	人的資源管理論	2	印刷教材
	原価計算論	2	印刷教材
	スポーツマネジメント論	2	印刷教材
	スポーツ経営管理論	2	印刷教材
	スポーツ社会学	2	印刷教材
	スポーツ文化論	2	印刷教材
	スポーツビジネス論	2	面接
展開科目	ビジネス創造論	2	印刷教材
	ビジネスプランニング論	2	印刷教材
	ビジネス法務	2	印刷教材
	ビジネス倫理	2	印刷教材
	ビジネス英語	2	面接
	eビジネス論	2	印刷教材
	コーポレートファイナンス論	2	印刷教材
	管理会計論	2	印刷教材
	国際経営論	2	印刷教材
	金融論	2	印刷教材
	経済学概論	2	印刷教材
	マクロ経済学	2	印刷教材
	ミクロ経済学	2	印刷教材
	北海道経済論	2	印刷教材
	国際経済論	2	印刷教材
	日本経済史	2	印刷教材
	西洋経済史	2	印刷教材
	民法	2	印刷教材
	会社法	2	面接
	国際法	2	印刷教材
	イノベーションマネジメント論	2	印刷教材
	アグリビジネス論	2	印刷教材
	サードセクター論	2	印刷教材
	観光マネジメント論	2	印刷教材
	ホテルマネジメント論	2	印刷教材
	ホスピタリティマネジメント論	2	印刷教材
	産業心理学	2	印刷教材
	産業社会論	2	印刷教材
	まちづくり論	2	印刷教材
	地域政策論	2	印刷教材
	地域情報論	2	印刷教材
	コミュニティ心理学	2	印刷教材

科目区分	授 業 科 目	単位	授業の方法
展開科目	国際政治論	2	印刷教材
	職業指導	2	印刷教材
	マルチメディア表現	2	面接
	情報システム論	2	印刷教材
	情報ネットワーク論	2	面接
	プログラミング論	2	印刷教材
	WEBデザイン	2	印刷教材
	WEBデザイン演習	2	面接
	スポーツ原理	2	印刷教材
	スポーツ行政学	2	印刷教材
	スポーツ心理学	2	印刷教材
	スポーツ生理学	2	印刷教材
	スポーツ指導論	2	印刷教材
	スポーツ医学	2	印刷教材
	スポーツと栄養	2	印刷教材
	スポーツとヘルスケア	2	面接
	トレーニング科学Ⅰ	2	面接
	トレーニング科学Ⅱ	2	印刷教材
	体育史	2	印刷教材
	運動学(運動方法学を含む。)	2	印刷教材
	学校保健	2	印刷教材
	生理学	2	印刷教材
	衛生学及び公衆衛生学	2	印刷教材
	精神保健Ⅰ	2	印刷教材
	精神保健Ⅱ	2	印刷教材
	レクリエーション概論	2	印刷教材
	体づくり運動	1	面接
	器械運動	1	面接
	陸上競技	1	面接
	水泳	1	面接
	球技Ⅰ(バスケットボール)	1	面接
	球技Ⅱ(バレーボール)	1	面接
	球技Ⅲ(バドミントン)	1	面接
	球技Ⅳ(ソフトボール)	1	面接
	球技Ⅴ(ラグビー)	1	面接
	球技Ⅵ(サッカー)	1	面接
	ダンス	1	面接
	柔道	1	面接
	障がい者スポーツⅠ	2	面接
	障がい者スポーツⅡ	1	面接
	コーチング方法論	2	面接
	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	印刷教材
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	印刷教材
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	印刷教材
	福祉サービスの組織と経営	2	印刷教材
	カウンセリング論	2	面接

科目区分	授 業 科 目	単位	授業の方法
専門演習	専門演習ⅠA	①	面接・メディア
	専門演習ⅠB	①	面接・メディア
	専門演習ⅡA	①	面接・メディア
	専門演習ⅡB	①	面接・メディア
	卒業論文	④	面接・成果物評価
自由科目	教職論	2	印刷教材
	教育原理	2	印刷教材
	教育史	2	印刷教材
	教育心理学	2	印刷教材
	教育行政学	2	印刷教材
	教育課程論	2	印刷教材
	商業科教育法Ⅰ	2	印刷教材
	商業科教育法Ⅱ	2	印刷教材
	保健体育科教育法Ⅰ	2	印刷教材
	保健体育科教育法Ⅱ	2	印刷教材
	保健体育科教育法Ⅲ	2	印刷教材
	保健体育科教育法Ⅳ	2	印刷教材
	道徳教育の指導法	2	印刷教材
	特別活動の指導法	2	印刷教材
	教育方法論	2	印刷教材
	教育とICT活用	1	印刷教材
	生徒・進路指導論	2	印刷教材
	教育相談（カウンセリングを含む。）	2	印刷教材
	特別な教育的ニーズの理解とその支援	2	印刷教材
	総合的な学習の時間の指導法	2	印刷教材
	介護等体験指導	1	印刷教材
	学校インターンシップ（学校体験活動）	1	面接
	教育実習（事前・事後指導）	1	面接
	教育実習Ⅰ	4	面接
	教育実習Ⅱ	2	面接
	教職実践演習（中・高）	2	面接

別表第2

<授業科目の履修方法>

科目区分・科目群			必修	選択必修	卒業要件		備 考
共通教育科目	修学基礎教育科目	修学基礎	1		1	30	必修1単位
		キャリア支援		2	2		2単位以上（選択必修）
		人文・社会科学		8	8		8単位以上（選択必修）
		健康とスポーツ	3		3		必修3単位
	外国語基礎教育科目	英語	4	4	8		8単位以上（必修4単位、選択必修4単位）
		その他言語					
	情報・数理基礎教育科目	情報リテラシー	4	4	8		8単位以上（必修4単位、選択必修4単位）
		数理基礎					
小 計		12	18	30	30単位以上		
専門科目	基 幹 科 目		20		20	必修20単位	
	基 礎 科 目			10	36	10単位以上（選択必修）※	
	展 開 科 目			基礎・展開科目合計36単位以上（選択必修）			
	専 門 演 習		8		8	必修8単位	
	小 計		28	36	64	64単位以上	
合 計			40	54	124		124単位以上 共通教育科目：30単位以上 専門科目：64単位以上 ※30単位は共通教育科目 又は専門科目より自由選択

※スポーツマネジメントコースについては、本規程第26条第3項に基づき専門科目の基礎科目として、「スポーツマネジメント論」、「スポーツ経営管理論」、「スポーツ社会学」、「スポーツ文化論」、「スポーツビジネス論」の5科目を必修科目として修得しなければならない。

別表第3

(1) 正科生の選考料、入学金、授業料等

経営学部 経営学科 通信教育課程				
	1年次入学	2年次編入学	3年次編入学	4年次編入学
選 考 料	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
入 学 金	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円
授業料（1～4年）	250,000円／年額			
授業料（5年次以上）	5,000円／1単位、別途スクーリング履修料5,000円／1科目			

(2) 科目等履修生、特別科目等履修生の選考料、入学金、科目履修料

経営学部 経営学科 通信教育課程	
選 考 料	10,000円
入 学 金	10,000円
科 目 履 修 料	5,000円／1単位
スクーリング履修料	5,000円／1科目

(3) 聴講生、特修生の選考料、入学金、受講料

経営学部 経営学科 通信教育課程	
選 考 料	5,000円
入 学 金	5,000円
科 目 受 講 料	3,000円／1単位
スクーリング受講料	3,000円／1科目